

質問に対する回答書について

工事名) 秋田自動車道 黒沢川橋 (PC 上部工) 工事

質問事項と回答

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 1 | <p>「技術提案 評価項目 提案②-1 田代沢橋の施工における供用路線への安全対策」につきまして、C1～C18、A1、P1、A2 カットラインにおける、供用線壁高欄から当該工事 G1 桁中心までの離隔をご教示願います。</p> | <p>設計図（線形図）及び閲覧図書「第2編 田代沢橋（上り線）計画概要書」34、35 ページに記載の供用路線の座標値より算出願います。供用路線の座標値は、壁高欄 1 が A2 橋台、壁高欄 2 が A1 橋台パラペット前面位置における座標値です。</p> |
| 2 | <p>「設計図 田代沢橋（上り線）架設要領図（参考図）」につきまして、P1 橋脚近傍や A2 橋台背面への資機材の搬入出や揚重機械（ラフテレーンクレーン等）の乗り入れ及び揚重作業は可能でしょうか。</p> | <p>工事用道路 番号 8 の町道越中畑田代沢線から P 1 橋脚近傍や A 2 橋台背面へ到達する工事用道路（仮橋）を計画しておりますので、資機材の搬入出や揚重機械の乗り入れ及び揚重作業は可能です。</p> |
| 3 | <p>「特記仕様書 9-3 夜間作業 9-4 通行止め」につきまして、通常の間型クレーンの設置作業は、当該工事の場合、①P1 橋脚に設置する間型クレーンを A1 橋台に仮設置する。②専用の移動機械により間型クレーンを A1 橋台から P1 橋脚に移動し設置する。③A1 橋台に間型クレーンを設置する。④P1～A1 径間の桁架設完了後、施工条件により A2～P1 径間への間型クレーンの移動もしくは撤去再設置を行う。となり、特記仕様書の設置撤去回数と齟齬が生じます。当該工事における間型クレーンの設置撤去の施工方法をご教示願います。また、施工方法の精査または変更により夜間作業及び通行止めの回数や時期の変更について協議頂けますでしょうか。</p> | <p>夜間通行止めについては、特記仕様書に記載の時期に 10 日の夜間通行止めを 2 回予定しています。なお、令和 8 年 5 月の夜間通行止めで A1、P1 及び A2 に間型クレーンを設置し、令和 8 年 11 月の夜間通行止めで全て撤去する施工を想定しております。</p> <p>夜間作業及び通行止めの回数や時期に変更が生じる場合につきましては、特記仕様書 9-4「通行止め」に記載の通りです。</p> |
| 4 | <p>「技術提案 評価項目 提案②-1 田代沢橋の施工における供用路線への安全対策」につきまして、架設工法そのものを変更した場合、評価しない提案に該当しますでしょうか。</p> | <p>架設工法については、特記仕様書に記載のとおり、架設桁架設工法としています。架設桁架設工法そのものを変更する提案は、「技術提案書作成説明書 5. 技術提案書の記載上の注意事項及び添付資料（2）技術提案書 記載上の注意事項④」の「当該工事の設計図書に適合しない場合」と判断されますので、当該技術提案は不採用とし、評価の対象としません。なお、架設桁架設工法を前提とした中での変更については、評価の対象となります。</p> |

| | | |
|---|--|---|
| 5 | <p>特記仕様書 9-3 夜間作業</p> <p>特記仕様書では、田代沢橋の門形クレーンの設置および撤去で夜間通行止めを2回想定されています。当該作業で（1 基線）本線上にクレーンを据え付けることは可能かご教授下さい。</p> | <p>夜間通行止め時に I 期線本線上での作業は認められません。</p> |
| 6 | <p>特記仕様書 9-4 通行止め</p> <p>特記仕様書では、田代沢橋の門形クレーンの設置および撤去で夜間通行止めを2回想定されています。門形クレーンの設置撤去は、A1 橋台、P1 橋脚、A2 橋台の 3 箇所同時に想定されていますでしょうか、ご教授下さい。</p> | <p>上記の番号 3 の通り、10 日間の夜間通行止めを 2 回予定していますが、貴社の施工計画に基づき検討願います。</p> |
| 7 | <p>特記仕様書 9-4 通行止め</p> <p>特記仕様書では、田代沢橋の門形クレーンの設置および撤去で夜間通行止めを2回想定されています。1 回の意味は、1 晩 (20:00 ~翌 6:00) と考えてよろしいでしょうか？</p> | <p>上記の番号 3 の通り、10 日間の夜間通行止め（20：00～翌 6：00）を 2 回予定しています。</p> |
| 8 | <p>技術提案①性能・機能【提案①-1】で隣接工区と出来形調整の提案も可とありますが、特記仕様書 25-1(10) に「別工事で施工する黒沢川橋 P 2 張り出し部の出来形確認に伴う、コンクリート工等の変更」は協議の対象になっておりますが、中央閉合に関する提案は協議の対象という事でしょうか。</p> | <p>特記仕様書 25-1(10) に記載の「別工事で施工する黒沢川橋 P 2 張り出し部の出来形確認に伴う、コンクリート工等の変更」については、受注者の責によらず、隣接工区の出来形に応じて、目的物を変更することを想定しております。技術提案においては、目的物の変更をしない範囲で、中央閉合に関する事項も含め、出来形を確保するための提案を記載願います。</p> |